

九月十九日

◎五・一五事件陸軍側判決

緊張の法廷、泰然たる被告！

昭和維新樹立を目指さし草新運動の捨石を以て自ら任じた五・一五事件陸軍側被告後藤映範等十一名に對する判決言渡しは海軍側の論告に對する轟々たる論難や全國的減刑嘆願の嵐の中に、十九日午前十時赤坂區青山第一師團軍法會議法廷に於て海軍及び民間側に魁けて行はれた。この白西村裁判長をはじめ各判士は午前七時半心身を淨め打揃つて明治神宮に參拜法廷に臨む、十時開廷、裁判長西村瀧中佐は直ちに各被告の起立を命じ指名點呼をなした後嚴肅に判決を言渡した

寫眞は、一、明治神宮參拜（向つて左より）西村判士長、島田法務官、平川、川島、横田、谷の各判士（上）御手洗所の西村判士長、西村判士長、平川、横田の諸氏、机上に堆きは歎願書、傍聽人、村判士長、平川、横田の諸氏、机上に堆きは歎願書、傍聽人、一部地方へは一便及び電送寫眞で發送致しました。

WR 224.007



